

【開催日時・場所】

平成26年8月18日(月) 午後3時00分～午後5時30分

消防庁舎4階会議室

【出席者】

(委員) 50音順

阿久津委員、飯島委員、大塚委員、栢委員、佐々木委員、十文字委員、杉田委員、早山委員、
臺委員、高橋委員、藤本委員、宮内委員

(市)

早瀬子ども部長、小平子ども保育課長、三角子ども保育課係長、伊東子ども保育課係長、
和田子育て支援課長、奥山子育て支援課係長、児玉保健福祉部主幹、浅野目青少年課長、
嶋崎青少年課主任主事

(事務局)

竹田子ども政策課長、小澤子ども部主幹、安達子ども政策課係長、西川子ども政策課主査、
石橋子ども政策課主任主事、山下子ども政策課主任主事、金木子ども政策課主任主事、
伊藤子ども政策課主事

【傍聴人数】

2人

【次第】

1. 開会

2. 議題

(1) 教育・保育の確保方策について(協議)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について(協議)

(3) 習志野市子どもの満足度調査の分析結果について(報告)

3. その他

(1) 次回の会議日程及び議題等について

(2) その他

4. 閉会

【配付資料】

資料1 子ども・子育て支援事業計画 保育確保方策(案)【修正版】

資料2 子ども・子育て支援事業計画 地域子ども・子育て支援事業 確保方策(案)

資料3-1 習志野市子どもの満足度調査と次世代育成支援に関するニーズ調査との比較について

資料3-2 習志野市子どもの満足度調査 分析計画・結果概要・第2報(クロス集計・検定)

資料4 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準(案)への御意見と市の考え方
(パブリックコメント実施結果)

【1. 開会】

【2. 議題】

(1) 教育・保育の確保方策について（協議）

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、資料1に基づいて説明。

《質疑》

<臺副会長>

事務局への確認になるが、保育の確保方策については、本日最終案として確定したいということによろしいか。また、教育の確保方策については、次回以降の会議で協議を行うということによろしいか。

<事務局：竹田こども政策課長>

そのようにお願いしたい。

<佐々木委員>

短期間に多くの小規模保育事業を整備すると人手の確保が大変かと思うが、人員の確保には国が創設を検討している子育て支援員も視野に入れているのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

御指摘のとおり人員の確保は重要な課題である。小規模保育事業はA型、B型、C型の3体系あり、A型は保育士のみで運営することとなるが、B型・C型では一部子育て支援員等の配置も想定される。子育て支援員等の従事者については、研修体制を構築していきたいと考えている。

<佐々木委員>

保育士と子育て支援員等の両方を適正に配置するということか。

<事務局：竹田こども政策課長>

御指摘のとおりである。小規模保育事業B型・C型においては、少なくとも半数以上、保育士等の有資格者の配置を条件としており、その他の保育従事者については、子育て支援員等の配置となるが、十分な研修体制を整えることで、人員の確保に対応したいと考えている。

<高橋委員>

保育士不足により、待機児童がなかなか減らないという現状があり、今後においても保育士が不足する可能性はあると思うが、保育士を確保するため市としての方策はあるのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

保育士の確保には、非常に苦慮しており、市の正規職員については大幅に増員することはできない状況であるが、退職する保育士の補充に加えて多少の人員増を目指して、雇用に努めているところである。また、臨時職員の活用については、継続して働いていただけるような金額面も含めた待遇改善を検討していきたいと考えている。

<飯島委員>

新制度になると、今まで定員を超えて弾力的に受け入れてきたところが、定員を超えて受け入れられなくなるということだが、その部分を詳しく教えていただきたい。また、配置基準について、3歳児について15：1とすることは良いと思うが、人材確保が困難を極める中で、あえてこの配置基準にした理由を説明していただきたい。

<事務局：竹田こども政策課長>

資料1のP. 5において、年度当初の段階で定員を超えての預かりはできないと記載しているが、最近になって国より、「認可基準を下回らない範囲であれば、年度当初から利用定員を上回る受入れを行うことができる。」という考え方が示された。

しかし、年度当初に定員を超えることは適正な定員設定ではないと考えているため、定員の適正化は引き続き取り組んでいきたい。ただ、年度末にかけて、定員を超えて預からざるをえない実情があるため、弾力的な運用をすることが考えられる。

また、3歳児の配置基準について、国基準の20：1に対して、これまで習志野市は17：1となっていた。2歳、4歳については今よりも国基準に近づけるが、3歳はより厳しい配置基準としている。現状では、2歳から3歳へのスライドが5：1から急に17：1となり、現場としても3歳児は難しい年齢でもあり、対応に苦慮しているところである。国では、1歳と3歳は手厚い保育が必要という動きがあり、おおむね今後の国の方向性も、3歳児15：1となっているため、給付費の配置加算等も考慮し、国の動きに従うことで大事な時期の保育を手厚い職員配置で取り組んでいきたいと考えている。

<佐々木委員>

以前、習志野市が2歳児を5：1にした時、2歳児を手厚くすることで3歳児の先生にかかる負担を少なくするという方向性だった。今の説明では、2歳児を国基準に近づけるということは、今まで2歳児に手厚くしていたものが受入れ数の関係で難しくなるため、その分3歳児にシフトさせていく考えではないかと思う。保育所のクラス編成を考えると、3歳児は1クラス20名前後が多いため、変更しても保育士の配置の数の変動は少ない。2歳児は1クラスあたり十数人という事が多く、先生が1人増えるか減るかが微妙なところである。今まで習志野市は、2歳児を手厚くして3歳児で幼児期の成長に繋げるといったことだったため、個人的には、2歳児の基準を国基準に近づけるのであれば、3歳児クラスはフリーの先生の加配でカバーするなどし、市の良い方針を維持していただきたい。

<事務局：竹田こども政策課長>

2歳児の職員配置は、現場と協議した結果、年度当初の頃は大変かと思うが、後半になると、言葉でのコミュニケーションも取れるようになってくるとの声もあったことから、6：1に修正させていただきたいと考えている。3歳への移行については、20～30人学級が多くなる中で、現行ではおおむね2人～3人で1クラスをみている。4歳もそうだが、30人クラスで27：1なので、現場では2人で見ているケースが多い。あくまでも基準であり、支援が必要な子どもについては運用の中で職員の加配をするなど、現場の状況に応じて柔軟に対応したいと考えている。

<臺副会長>

全国的に生活習慣が身につく年齢が遅くなってきているといわれている。3歳に丁寧に手をかけることが、後の育ちに非常に大切だという発想が現場の先生からあるのだと推測する。運用していく中で対応をお願いしたい。

<藤本委員>

全国的に保育士・幼稚園教諭は他の職種に比べて賃金が高くない実態がある。保育士を確保すべきなのは公立だけでなく民間も同様だが、民間でも人件費は簡単に上げられる状況にはない。計画の実現に向けて保育士の確保は重要なため、よい保育士が習志野市で働いてもらえるように、職員の待遇

改善に向けて、公立だけではなく民間へも支援をしていただきたい。

<事務局：竹田こども政策課長>

新制度においては民間の保育士の処遇改善については国から補助がある。幼稚園教諭は経験年数に応じた賃金等、保育所同様に国の制度があるため改めて御案内したい。

<藤本委員>

国の補助はどこの市も同じであるため、他市との差は出てこない。保育士が仕事を探す際、習志野市の待遇がよければ習志野市を選ぶのではないか。市として、プラスアルファの補助を検討できないか。

<事務局：竹田こども政策課長>

私学助成については各市取り扱いがバラバラな状況である。習志野市では幼稚園就園奨励費で保護者への支援は行っているが、園に対する支援は近隣に比べて高くはないと感じている。ただし、近隣と比べにくいところでは、習志野市は公立の幼稚園を数多く経営しているところがある。新制度では、幼稚園の基本保育料が公立・私立で変わらないことが前提となるため、保育料をどの程度の水準に抑えることができるのか検討しているところだが、私立の基本保育料を減額することで、その分の費用が人件費等にまわる仕組みができればよいと思う。来年度の新制度スタートに合わせて、市として私立の職員の処遇改善に対する補助を開始することは現状では難しい。

<臺副会長>

藤本委員の質問は、助成や補助だけではなく、市として民間と公立のネットワークを非常に密にするとか、共に子どもを育てていくような体制、職員の資質向上の仕組み等を一施設に任せずに市全体で検討するなどの要望も含んでいたのかと思う。現場からの視点で藤本委員にお聞きするが、賃金以外で保育士の定着や質のいい人材が集まってくるような提案等はないか。

<藤本委員>

働く側にとっては賃金の部分が非常に大きいと考えている。教育をしていくなかで、子どもたちのためにも思い新たな取組みを始めると業務量も増え、負担も増えるが、それをやめるかということではできない。行った分の見返りがあるかと考えると、こんなにやっているのに賃金が上がらないというのでは、モチベーションを維持するのが大変だと思う。働いている人には生活があるので、そういった部分もみないと、モチベーションが低下する人もいると思う。

<臺副会長>

今後の運用をしていくときに非常に大事になっていく部分の御指摘だったかと思う。

<宮内委員>

給与の面は将来の職業を考える場合、重要な観点となる。子どもが好きで、これから保育士を目指す人達にとっても、重要な点となってくる。

<臺副会長>

ただいまの協議は、子どもの健全な発育の支援が第一義ではあるが、それにあたっては保育所の定員の適正化や弾力的な運用、人材の確保から質の担保、各施設がどのように手を携えていくかが主なポイントだったかと思う。事務局からの提案についての根本的な御指摘はなかったため、保育の確保方策の事務局案を承認してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について（協議）

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、資料2（1）～（10）に基づいて説明。

<市：浅野目青少年課長>

○市より、資料2（11）に基づいて説明。

《質疑》

<臺副会長>

事務局への確認になるが、今回一時預かり事業（幼稚園在園児による利用分）を除く11事業について審議していくが、本日の会議で審議を全て終える予定なのか伺いたい。

<事務局：竹田こども政策課長>

可能であれば、本日方向性を示していただきたいが、一部引続き検討を要する部分もあり、次回以降も審議することを考えている。

<臺副会長>

審議の進め方については、事業ごとに区切って進めて行くので、各事業の質疑をお願いしたい。

(1) 時間外保育事業について

<阿久津委員>

かすみ保育園では、18時以降20時まで時間外保育を行っているが、時間外保育の利用の内容について、買い物や食事の準備をしてから迎えに来る場合もあり、本当に必要な利用なのかと現場は疑問に思うことがある。利用の内容を一度どこかでチェックする機能があればよいと思う。

<高橋委員>

確保方策の中で、かすみ保育園は第三中学校区の17名と第七中学校区の73名で記載されているが、両学区からの受入れを想定しているということでしょうか。

<事務局：竹田こども政策課長>

御指摘のとおりである。第三中学校区は2/10、第七中学区は8/10、合計で100%となる。

<栢委員>

同一学区内で供給量が足りない部分は他の中学校区からカバーするということが、どのようにカバーするのか。時間外保育だけ学区外の保育所を利用するということがか。

<事務局：竹田こども政策課長>

時間外保育を希望される方は保育所入所の優先順位としては高いことが想定される。第五中学校区のニーズであっても、隣の第一、三中学校区で保育所入所自体も可能であり、そのまま時間外保育も実施できると考えている。

<栢委員>

数字としてはよくても、働く親にとっては、その保育所に預けて会社に行くことが可能か、迎えが間に合うのかが大切であるため、身近な場所で希望する保育所に預けられることが実現して初めて安心できると思う。

<宮内委員>

表の見方だが、施設名のあとに記載されている7/10や1/2等は、それぞれの学区に割り当

てられる供給数の割合ということか。

<事務局：竹田こども政策課長>

そのとおりである。施設自体が中学校区の間際に位置する場合など、隣接の中学校区についても受け入れられる施設では区域間調整を考えているため、このような記載となっている。

(2) 一時預かり事業 (②幼稚園在園児以外の子どもによる利用分)

<栢委員>

ファミリー・サポート・センター事業について、預かる方と預ける方の両方の登録が釣り合わないとなり立たないが、預かる側の登録数を確保できる見込みはあるのか。また、こどもセンター等を活用するファミ・サポる～むが確保方策に記載されているが、会員の自宅でのサポートから移行していく考えなのか。

<市：和田子育て支援課長>

提供会員が、なかなか増えない状況がある。その対策として、保育士や保健師がいるこどもセンターで実施し、必要なときに職員に相談できることで、預かりに対するハードルを低くしている。このように自宅の、密室での子どもの預かりに対する不安を解消することで、少しずつだが提供会員が増えてきている。こども園の整備が進み、ファミ・サポる～むの実施場所が増えることで、地域の中で顔見知りが増えて、それが子育て支援につながるようにしていきたいと考えている。

<藤本委員>

ファミリー・サポート・センター事業だが、提供会員について資格要件はあるのか。小規模保育事業等では研修等の条件があるが、資格がなくてもやる気があれば提供会員になれるのか。

<市：和田子育て支援課長>

提供会員は、子どもが好きな方で、かつ、所定の研修を受けていただいた方に、お願いをしている。実際に提供する中で困ったことや問題等も発生するため、日常的にアドバイザーが支援しており、交流会も実施している。

<藤本委員>

ファミ・サポる～むでは、活用する施設にアドバイザーが必ずいたうえで、会員が預かっているということか。

<市：和田子育て支援課長>

こどもセンターの職員がいて、アドバイスができる状況である。ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザーは、子育て支援課の中におり、ファミ・サポる～むを行う際の事前の打ち合わせに参加するなどして支援をしている。

<飯島委員>

第五中学校区の保育所における一時預かりについて、平成30年度では、P. 10の確保方策の内訳における確保と、P. 9の表では数字が一致していないが、この数字の根拠は何か。また、第二中学校区についてはかなりの需給差があるが、どう考えているのか。

<事務局：竹田こども政策課長>

第五中学校区については、平成30年度に2施設整備されることが前提の数字となっており、P. 10の資料が誤っている。平成30年度において、記載されている(仮)菊田保育園に加え

て誘致を計画しているもう1施設の民間認可保育所で、一時保育を実施することで都合2施設となり、確保数は7,800人日となる。

第二中学校区については需給差が大きくマイナスとなっているが、平成31年度において市全体ではプラスに転じるため、P.9の【確保方策について】の4に記載のとおり、隣接する第四、六中学校区での利用を考えている。

<佐々木委員>

P.9の【確保方策について】の2について、この記載の意図は、現状の保育士の数がぎりぎりで通常保育を優先するため、一時預かりは最大数よりも目減りするという意味での記載か。

<事務局：竹田こども政策課長>

保育士の確保は現状でも厳しい状況となっているが、施設として預かりが可能な3,900人日を実施できるよう保育士を確保したいということで記載している。

(3) 病児保育事業

<臺副会長>

P.15の【確保方策について】の中で、地域バランス等を考慮すると記載があるが、どういった実態があるのか。

<市：和田子育て支援課長>

習志野市では、病児・病後児保育を2か所の病院に委託して行っている。両方とも場所が市域の東寄りとなっており、西側には病児・病後児保育施設がなく、使いにくいという指摘をいただいている。

<大塚委員>

ファミリー・サポート・センター事業の病児・緊急対応強化事業は現在実施しておらず、確保方策にも入っていないが、その理由はなにか。

<市：和田子育て支援課長>

確保数でみると、病児・病後児保育施設の利用定員数を拡大することで2か所でまかなえるのではないかと考えている。一方、市ではファミリー・サポート・センター事業は短時間の預かりとして実施してきた経緯がある。国が示しているファミリー・サポート・センター事業の病児・緊急対応強化事業については1日単位での預かりや病院での受診を親に代わって行う等、書類のやり取りや料金が高額になるなどの問題があり、短い時間の預かりから1日預かりへの強化ということは考えづらかった。また、提供会員は病気にかかっていない子どもを預かることを前提としているため、会員の育成や人材の確保、更には、どこまでの症状の子どもを預かれるのかなどの制約も多く線引きが難しいため、本格的な検討ができておらず、今回は記載していない。

<大塚委員>

病児・病後児保育施設には地域バランスや利便性の問題があるとする、国ではファミリー・サポート・センター事業を活用するよう推奨されているのに、なぜ習志野市はやらないかということが今の話だけでは理解しにくい。今後ニーズがあればやっていくという考えはないのか。

<市：和田子育て支援課長>

地域バランスの問題で、預けるところが遠いという要望には、利用時間が一番大きな問題と考えている。今後、病児・病後児保育施設の利用時間延長を検討するなどして、対応したいと考え

ている。

(4) 子育て短期支援事業

<栢委員>

この事業は、保護者が病気になった際に緊急に必要となる場合が考えられ、必要な方がいかに情報を得て、早く手続きを行えるかが大きな問題であると思う。病院において本事業の情報提供があると有効と考えるので、配慮をお願いしたい。

<高橋委員>

ショートステイ・ファミリー・サポート・センター事業は、平成26年4月から7月で5日間実施したとのことだが、実施状況について教えていただきたい。

<市：和田子育て支援課長>

2人の子どもを持つ母親が、予定日より前に出産することになり、緊急で預かってもらえる方を探した。2人のお子さんは、それぞれ別の提供会員をお願いをした。

(5) 地域子育て支援拠点事業

<高橋委員>

地域子育て支援拠点事業が7拠点あるが、これ以外でも社会福祉協議会のサロンや公民館の育児教室等も実施されているため、連携して互いの子育て支援事業について説明やPRができればよいと思う。

(6) 利用者支援事業

<大塚委員>

東習志野こども園こどもセンターに配置されている子育て支援コンシェルジュは、どのような資格や研修がされた職員なのか、また今後も人材の確保は可能なのか伺いたい。

<事務局：竹田こども政策課長>

今年の7月15日から2名配置している。子育て支援コンシェルジュは、こどもセンターの職員で、1人は保育士資格、もう1人は幼稚園教諭の免許を持ち、現場の経験を有している。立場としては園の職員よりも一歩踏み込んだ、いわゆるお世話役ということで、子育て支援や子どもに係る制度・サービスなどの内容を2日間にわたり必要な研修を受講している。平成27年度に向けては、こどもセンター・きらっ子ルームの全施設に配置したいと考えている。これらの施設は現状でも保育士や保健師等の有資格者が配置されており、さらに子育てに関する幅広い分野の研修を受講させることで、保護者により丁寧な対応ができるのではないかと考えている。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

<高橋委員>

この事業は、生後4か月までの家庭を対象としているため、4か月を過ぎると訪問がなくなる。それ以降も注意すべき部分や孤立してしまうケースもあるため、主任児童委員とタイアップできるような仕組みを考えていただきたい。

(8) 養育支援訪問事業

<大塚委員>

実施体制として子育て支援課と健康支援課の2つの課にまたがっているが、どのように連携しているのか確認したい。

<市：和田子育て支援課長>

健康支援課で母子健康手帳を交付しているが、その時点でリスクの高い家庭を把握し、妊娠中の時点から2課でアセスメント会議を実施し、どう支援していくかを議論し、常時連携を取って進めている。1歳までを目安に充分な関わりを持つようにしており、主任児童委員にも見守りをしてもらうこともある。

(9) 妊婦健康診査

<全委員>

質疑なし。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

<全委員>

質疑なし。

(11) 放課後児童健全育成事業

<宮内委員>

P. 30からの確保方策の内訳について、「公共施設等」と記載されている部分があるが、具体的にどのような場所を想定しているのか。

<市：浅野目青少年課長>

確保方策については、基本的に小学校の余裕教室が使えるところは余裕教室と明記し、小学校の余裕教室の使用が困難な学区については公共施設等と記載している。例えば第四中学校区では、東習志野小学校の隣に第四中学校があるため、小学校に限らず中学校の余裕教室も選択肢の1つとして考えており、年次計画の中で余裕教室が生まれる予定である平成28年度と平成31年度に公共施設等を使用し確保すると記載している。

<佐々木委員>

第一中学校区は小学校から中学校まで距離があり、学校の周辺を考えても、公共施設は谷津コミュニティセンターしかなく、他に90人もの人数に必要な2教室分程度を確保するとすると、難しいのではないかと。

<市：浅野目青少年課長>

第一中学校は、現段階の予測では余裕教室が生まれる見込みがあるため、確保できると考えている。また、第一中学校に限らず公共施設等として検討しており、谷津小学校エリアでは谷津コミュニティセンターもあるため、そういった選択肢の中から考えている。

<臺副会長>

「公共施設等」だけでなく、具体的な案が提示されないと、現実的に対応が可能なのかと不安に思うところがある。

<大塚委員>

資料4のパブリックコメントでの意見のほとんどが放課後児童健全育成事業についてのことで、特に待遇改善を介した質の向上に関する要望が多い。市の回答として平成26年度の時給単価の見直し等記載されているが、それによって他市と並ぶように改善され、それによって質の改善等がされていくとの考えでよろしいか。

<市：浅野目青少年課長>

平成26年度の時給単価の見直しにより、1日6時間勤務体系で平均すると指導員1人あたり年間約2万円程度の賃金アップとなる。近隣と比較すると、船橋市では有資格者に限定し、採用試験を実施して雇用しているため特に時給が高いが、それ以外の近隣市とは平均的にバランスが取れている。質の部分について、指導員は定期的に研修を受けており、研修体制を充実して質の確保を図っている。

<高橋委員>

1クラス何人という決まりはあるのか。

<市：浅野目青少年課長>

1つの集団という単位でとらえており、40名程度で集団を分けて運営することが今回の法改正で示されている。

<高橋委員>

第三中学校区をみると、袖ヶ浦西・鷺沼・鷺沼第二・袖ヶ浦東で255人を確保するとのことだが、確保数が多いと感じた。定員一杯だから他の小学校にある児童会へ行くというのは、現実的に対応が難しいと思うがいかがか。

<市：浅野目青少年課長>

すべての児童が毎日利用するわけではないため、登録している児童と実際に利用する児童の数は、かい離している部分がある。利用定員はその部分を加味して、どの程度受け入れられるかという数字が255人となっている。

他の児童会へ行くことは難しいという御指摘については、子どもの安心・安全を最優先に考えるとまずは小学校内の開設が最善であると市も認識している。しかし、谷津小学校等のように敷地内に開設できない場合は、やむなく敷地外に求めざるを得ないと考えている。

<佐々木委員>

国は指導員が不足していると考えているが、現状では人が集まらず、苦勞しているかと思う。若年層が学童の仕事で将来にわたって生計をたてることは難しい現状であるため、特に賃金の高い船橋市等と比較すると厳しいと思うが、なるべく指導員が働きやすい状況をつくっていただきたい。他市では勤続期間を5年に限定している例もあるようだ。継続して働くことができればよい環境になると思うため、待遇改善をお願いしたい。

(3) 習志野市子どもの満足度調査の分析結果について（報告）

<事務局：竹田こども政策課長>

○事務局より、資料3-1に基づいて説明。

<臺副会長>

○分析作業を行った副会長より、資料3-2に基づいて説明。

《質疑》

<早山委員>

結果をみて、満足度調査は質問項目が多く、小学生ではなかなか協力を得られないと思っていたが、多くの回答を得られている。習志野市では今、子どもたちに必要な力を学校教育の中で教育課題を立てながら進めている。地域に開かれた学校というところでは、地域との関係、保護者

が地域として学習の中に入ったりボランティアになったり、多くの活動をしている。そういった中でみると、現在取り組んでいることは間違いがなく、もっと頑張らなければならないと感じた。

【3. その他】

(1) 次回会議日程及び議題等について

- 9/29 (月) 17:00~19:00 仮庁舎3階大会議室
- 議題「教育の確保方策について」
「地域子ども・子育て支援事業の確保方策について」
「確保方策事業以外に計画に掲載すべき子ども・子育て支援事業について」

(2) その他

- 資料4により、子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準(案)のパブリックコメントで提出された意見に対する市の考え方を報告。

【4. 閉会】

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151 (内線 442、433)

FAX 番号：047-453-5512